

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、印鑑の登録資格にかかる規定を見直したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例(昭和 59 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第 7 条第 2 項および第 8 条第 7 号中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。